

【 資料 6 】

令和6年11月1日

岡山市児童福祉審議会
第2回母子保健専門分科会

5歳児健診について

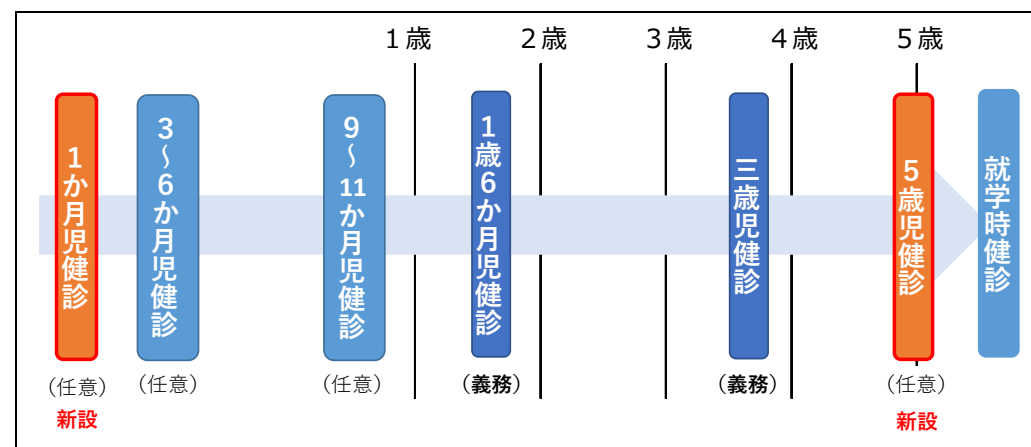
乳幼児健康診査に関する国の動向

- ・(これまで)母子保健法等で健康診査について規定
第12条(義務) 「1歳6か月児」、「3歳児」
第13条(任意) 「市町村は、必要に応じ、(中略)健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」

※対象月齢は、地方交付税上、「3～6か月頃」及び「9～11か月頃」を想定

- ・令和5年度国補正予算において、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査に係る補助制度を創設

(国制度の概要)



1か月児健康診査

目的	身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対し健診を行い、疾病及び異常の早期発見、進行の未然防止、養育環境の評価と養育者への育児に関する助言を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図る
実施方法	個別健康診査
対象者	1か月児(出生後27日超、生後6週未満を標準)
項目等	①身体発育状況 ②栄養状態 ③疾病及び異常の有無 ④新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況確認 ⑤ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与 ⑥育児上問題となる事項
補助単価	1人当たり4千円 (補助率1/2)

5歳児健康診査

目的	発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対し健診を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る
実施方法	集団健康診査(巡回方式や園医方式の組み合わせも可) ※個別健診であっても、必要な健診実施、その内容を踏まえた多職種による保健指導、カンファレンス等の実施で補助対象となる(国QA)
対象者	満5歳になる幼児(4歳6か月から5歳6か月を標準)
項目等	①身体発育状況 ②栄養状態 ③精神発達の状況 ④言語障害の有無 ⑤育児上問題となる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等) ⑥その他の疾病及び以上の有無
補助単価	1人当たり3千円 (補助率1/2)

5歳児の就園と健診の状況

■ 5歳児(4歳児クラス)の就園状況

対象:対象:5, 425人(令和元年4月2日～令和2年4月1日生の令和6年4月1日現在住民登録あり)

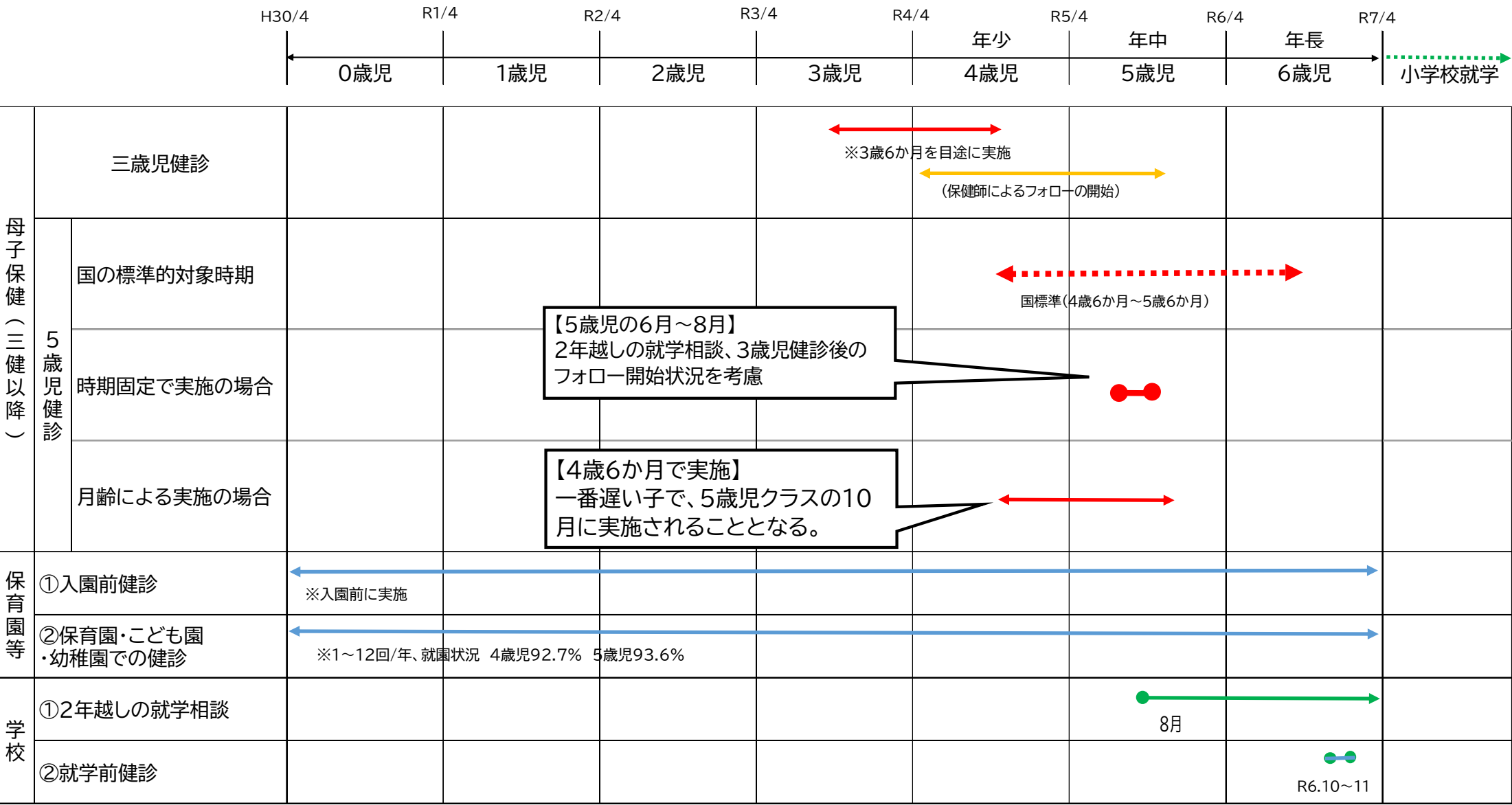
	認可保育施設区分			認可外保育施設	不明
	保育園	認定こども園	幼稚園		
保育施設等利用 (令和6年4月1日時点)	2,080	2,282	784	194	85
保育施設障害認定児数 (令和6年10月1日時点)	188	174			

■ 保育施設等の健診実施状況

	認可保育園	認定こども園	幼稚園	認可外保育施設
施設数 (令和6年8月8日時点)	89	70	40	87
健診回数	定期健康診断 (年2回)	定期健康診断 (年2回)	定期健康診断 (年1回)	定期健康診断 (年2回)
内容	身体測定 内科診察	身体測定 内科診察※尿検査	身体測定 内科診察※尿検査	身体測定 内科診察
	歯科検診	歯科検診	歯科検診	歯科検診※任意
根拠法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		学校保健安全法	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

出生から就学前までの健診スケジュール

■平成30年度(H30.4～R1.3)の児童における、健診スケジュール



岡山県内15市の三歳児健診以降の健診の現状

■ 三歳児健診以降の健診実施例(岡山県内市)

	実施		検討中		実施予定なし	
健康診査	4	27%	4	27%	7	46%

■岡山県内の三歳児健診以降の取り組み事例

	内 容
津山市	平成30年度からモデル事業として5歳児健康調査を開始し、令和2年度から全園(31園)を実施している。保護者用調査票と園の担任が記載する調査票のSDQスコアから対象児をスクリーニング。訪園し、園での対象児の様子を行動観察後に判断する。後日園で保護者と面談を行い、今後について話をしている。
玉野市	市内の全保育園・こども園・幼稚園に所属している年中児に対し、4歳児巡回相談事業(発達支援コーディネーター、保育園・こども園・幼稚園の保育士や教諭、保育カウンセラー(心理士)、保健師等が各園を訪問し、発達支援が必要と思われる児を行動観察、支援方針を検討)を実施している。
総社市	4歳児発達支援事業(4歳児)を実施しており、4歳児は年2回、5歳児は年1回市内幼稚園・保育園・こども園、小学1年児に巡回指導をしている。
新見市	保育所・こども園を対象に、主に年中児を対象とした巡回相談を実施。所・園より情報提供のあった児の様子を確認し、園長・担任・保健師・心理士・発達支援センターの職員で支援を検討している。必要に応じて、年少児・年長児の相談にも応じている。

まとめ

現状整理

- ・5歳児の94.5%は就園(認可保育施設)しており、定期健診や日常的に保育士等による相談が受けられる環境にある。
- ・三歳児健診で約4割を超える児を経過観察としており、4歳～4歳6か月には保健師が電話や訪問等でフォローしている。
- ・保育園等(認可外除く)では専門職による発達相談や支援事業が実施されている。
- ・健診を実施する医師や心理士等の専門職の人員確保が難しい。

協議事項

5歳児健康診査のあり方について

○5歳児健診の目的、対象、実施体制について

○健診後のフォロー体制について